

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、香川県内の乗合自動車の停留所において駐停車できる旅客の運送の用に供する自動車一覧

番号	公示日	停留所（所在地）	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者
1	R7.2.26	高松港 （高松市玉藻町一丁目1番5号）	神姫観光株式会社が行う 「瀬戸内周遊バス（YUI PRIMA OLIVIA）事業」に係る旅客の運送（一般貸切自動車運送事業による乗合旅客運送）の用に供する自動車	停留所における停車又は駐車は、当該事業の運行時間内に限るものとする。	ことでんバス株式会社 香川県公安委員会 高松市長 四国運輸局長 香川河川国道事務所長